

新規開発に取り組みたいとお考えのみなさまへ

平成30年度

豊田市新製品・新技術等開発補助金

豊田市では、市内中小企業の競争力の向上や新たな事業展開を支援するため、市内の中小企業のみなさまが取り組む新製品・新技術等の開発事業に対して、その費用の一部を補助します。
新規開発に取り組むみなさまは、ぜひご活用ください。

対象者

市内の中小企業者

※ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

対象事業

新製品・新技術等の開発を行う製造業又は建設業に関する事業で、具体的な開発（実施設計、試作、改良、試験等）とその市場開拓に必要な調査や販売促進に関する事業

- ※ 具体的な開発を伴わず、調査や販売促進のみに係る事業は補助対象外です。
- ※ 補助事業の対象期間は、交付決定日以降から平成31年2月末までを原則とします。
- ※ 2年間の事業計画も対象になりますが、各年度毎に審査を受けていただく必要があります。

補助率

対象経費の **1/2** 以内

【補助限度額】

		初年度	2年度目	合計
① 通常枠	重点分野等	500 万円	500 万円	1,000 万円
	重点分野以外	300 万円	300 万円	600 万円
② 小規模開発枠		100 万円	—	100 万円

- ※ 補助年数…同一事業について「通常枠」は連続2年度以内、「小規模開発枠」は1年度の補助です。
- ※ 補助対象経費が20万円未満の事業は補助対象外です。
- ※ 「重点分野等」とは重点産業分野などの事業及び事業者を指します。（詳細は「応募の手引き」を参照）
- ※ 当該補助金にかかる予算について平成30年3月豊田市議会定例会で可決されなかったときは、本案件は無効となります。

応募
締切

平成30年 **5月11日(金)** ※ 必着

申請
書類

事業計画申請書 一式

- ※ 様式はホームページからダウンロードできます。
<http://sangyounavi.toyota.aichi.jp/kaihatsu.html>



豊田市 企業・事業者支援

提出
方法

下記の場所まで**持参**又は**郵送**

豊田市産業部ものづくり産業振興課
ものづくり創造拠点担当
〒471-0023 豊田市挙母町2-1-1
ものづくり創造拠点 SENTAN 2階

- ※ ご提出いただいた計画申請書に基づき、審査会で補助事業の採択の可否を審査します。審査結果によっては補助金を交付できないことがありますので予めご了承ください。

平成30年度 豊田市新製品・新技術等開発補助金

豊田市 産業部 ものづくり産業振興課 ものづくり創造拠点担当

住所 〒471-0023 豊田市挙母町2-1-1 ものづくり創造拠点 SENTAN 2階

電話 0565-47-1250 FAX 0565-47-1252 E-mail monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

とよた産業ナビHP (<https://sangyounavi.toyota.aichi.jp>)

とよた産業ナビ